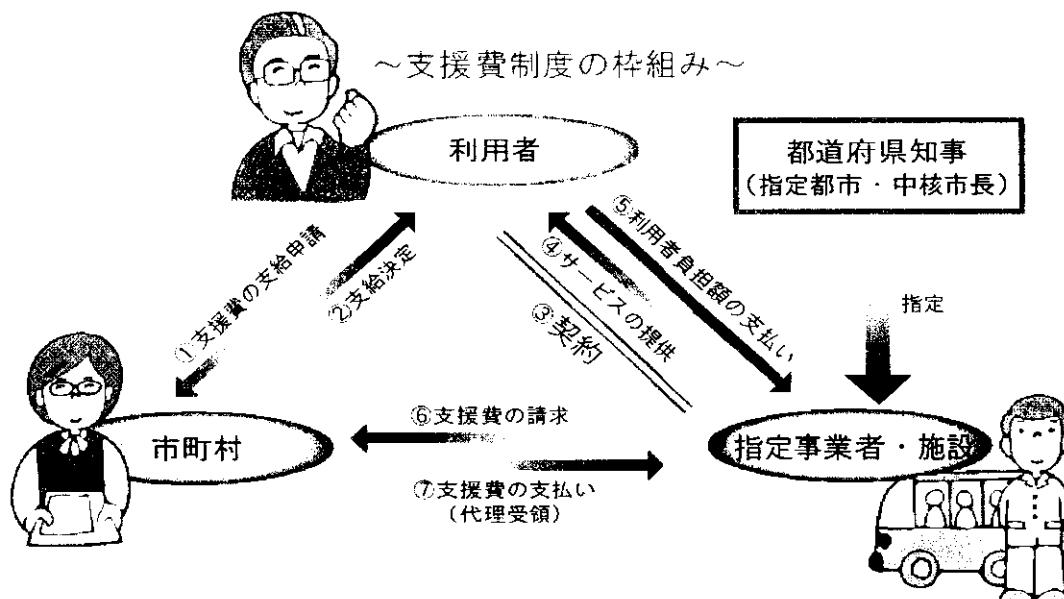


(資料 5)

支援費制度の概要について

平成15年4月から 支援費制度がはじまります

- ☞ 福祉サービスの利用者である障害のある人が、サービス提供者との対等な関係に基づき、自らサービスを自由に選択し、契約によってサービスを利用することとなります。
- ☞ サービス提供者は、常に利用者の立場に立った、質の高いサービス提供が求められます。
- ☞ 市町村を中心として、利用者の障害の特性に応じた情報提供や相談支援、契約の支援が行われることが重要です。
- ☞ 国は、自治体の制度運営が円滑に行われるよう支援します。



<対象となるサービス>

身体障害者	知的障害者	児童
更生施設	更生施設	
療護施設	授産施設 (小規模通所を除く)	
授産施設 (小規模通所を除く)	通勤寮 国立コロニー	
ホームヘルプサービス (ガイドヘルプを含む)	ホームヘルプサービス (ガイドヘルプを含む)	ホームヘルプサービス (ガイドヘルプを含む)
デイサービス	デイサービス	デイサービス
ショートステイ	ショートステイ	ショートステイ
	グループホーム	

<今後の予定>

平成14年10月以降
申請の受付開始
平成15年3月まで
支援費基準・利用者負担告示の公布
受給者証の交付
平成15年4月施行

「支援費制度がはじまります」の説明のポイント（参考資料）

☞ **福祉サービスの利用者である障害のある人が、サービス提供者との対等な関係に基づき、自らサービスを自由に選択し、契約によってサービスを利用することとなります。**

→ 支援費制度移行の考え方

- ・ 行政の判断によりサービス内容や事業者が決定される現行の措置制度は、
 - ① 利用者が、自分でサービス内容や事業者を選択できること
 - ② 事業者と利用者との間の法的な権利義務関係が不明確であることといった問題があり、時代の要請にそぐわなくなっていた。
- ・ このような措置制度を改め、ノーマライゼーション及び自己決定の理念の実現のために、利用者の選択権を保障し、また、利用者とサービス提供者との間の直接で対等な関係を確立するなど個人としての尊厳を重視した、21世紀にふさわしい利用者本位の考え方立つ新しいサービス利用制度とすることとした。

☞ **サービス提供者は、常に利用者の立場に立った、質の高いサービス提供が求められます。**

- 利用者の選択を通じ、サービス提供者間において競争が行われ、サービス内容の向上や事業の効率化に資することが期待される。
- ・ 利用者の選択を確保するためには、①サービス供給基盤の整備、②第三者評価を含むサービスの質の評価等が重要である。
- ・ このうち、①サービス供給基盤の整備については、国として、これまで「障害者プラン」に基づき、積極的な取組を進めてきたところ。また、来年度以降の整備に向けて、新しい「障害者基本計画」や「障害者プラン」について、12月を目途に検討中である。
- ・ ②サービスの質の評価については、社会福祉法において事業者の努力義務とされたところであり、また、WAM-NETによる事業者情報提供システムにおいて、従業者の人数や利用定員等のほか、第三者による評価を受けているか否かも利用者に情報提供することとしており、事業者においては、積極的なサービスの評価・改善が期待される。

☞ **市町村を中心として、利用者の障害の特性に応じた情報提供や相談支援、契約の支援が行われることが重要です。**

- ・ 利用者の選択を確保するためには、「どのような種類のサービスがあるのか」、「サービス提供事業者の所在地や空きがあるかどうか」等の情報提供や相談を受けられることも重要。
- ・ このため、身近な行政機関である市町村を中心として、相談支援事業者（市町村障害者生活支援事業を行っている者、障害児（者）地域療育等支援事業を行っている者）、障害者相談員等の多様な主体による相談支援体制の充実が必要。
- ・ また、適正な契約の締結を支援するため、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度利用支援事業といった仕組みの活用を促進することが必要。

☞ **国は、自治体の制度運営が円滑に行われるよう支援します。**

- 国は、障害者プランによる基盤整備、相談支援事業に係る補助、WAM-NETによる事業者情報提供システムの整備、施行準備経費の補助等により、支援費制度の円滑な施行に向けて取り組む。